

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

香川県人事委員会委員長 柳瀬治夫

## 香川県人事委員会規則第24号

### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第14条 略	第14条 給与条例第4条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員の成績率は、 当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基 づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲 内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所 属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情に より、第1号ア及びイに定める成績率によることが著しく困難であると認 める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをするこ とができる。
(1) 略	(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分の いずれに該当するかに応じ、次に定める割合
ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の127.5以上100分の322.5以 下</u> (第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員 (以下「特 定管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の151.5以上100分の 382.5以下</u> )	ア 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の125以上100分の315以下</u> (特 定管理職員にあっては、 <u>100分の137以上100分の151.5未満</u> )
イ 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の116以上100分の127.5未満</u> (特 定管理職員にあっては、 <u>100分の137以上100分の151.5未満</u> )	イ 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の113.5以上100分の125未満</u> (特 定管理職員にあっては、 <u>100分の134.5以上100分の149未満</u> )
ウ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の104.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u> 100分の124.5</u> )	ウ 勤務成績が良好な職員 <u>100分の102</u> (特定管理職員にあっては、 <u> 100分の122</u> )
エ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の96以下</u> (特定管理職員にあ つては、 <u>100分の115以下</u> )	エ 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の93.5以下</u> (特定管理職員にあ つては、 <u>100分の112.5以下</u> )
(2) 略	(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年香川県条例第 61号) 第4条第1項に規定する特定任期付職員 当該職員が次に掲げる 職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
ア 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の90以上100分の270以下</u>	ア 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の87.5以上100分の262.5以下</u>

イ 勤務成績が良好な職員 100分の80  
ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の73.5以下  
2 略

第15条 略

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の52.5超（特定管理職員にあっては、  
100分の62.5超）  
(2) 勤務成績が良好な職員 100分の52.5（特定管理職員にあっては、  
100分の62.5）  
(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の52.5未満（特定管理職員にあ  
っては、100分の62.5未満）  
2 略

イ 勤務成績が良好な職員 100分の77.5  
ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下  
2 略

第15条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の50超（特定管理職員にあっては、  
100分の60超）  
(2) 勤務成績が良好な職員 100分の50（特定管理職員にあっては、  
100分の60）  
(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の50未満（特定管理職員にあ  
っては、100分の60未満）  
2 略

附 則

この規則は、令和7年12月25日から施行し、改正後の第14条第1項及び第15条第1項の規定は、同月1日から適用する。